

「建築物省エネ法・建築基準法の改正」に伴う
武蔵野市手数料徴収条例の一部改正について（議案第 40 号資料）

1 法改正等に伴う背景

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 69 号)」の 3 年以内施行（令和 7 年 4 月 1 日施行）に伴い、建築物省エネ法及び建築基準法の改正に対応するものである。

手数料については、均衡を図るため、都内の特定行政庁と同様、東京都と同額としている。施行日は法施行日と合わせ、令和 7 年 4 月 1 日とする。

※「建築物省エネ法」：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

2 法令の改正概要と手数料改正について

(1) 建築物省エネ法の改正

省エネ基準適合の義務付け範囲の拡大

①全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

	現行			改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	→	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務		適合義務 2021.4～	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

②省エネ基準適合の評価方法の見直し

《評価方法》

	大規模 (2,000㎡以上)	中規模 (300㎡以上2,000㎡未満)	小規模 300㎡未満	
非住宅	標準入力法：詳細な計算方法			
	モデル建物法：広く活用されている簡易モデルによる計算法			
			モデル建物法（小規模版）	改編
住宅	標準計算：詳細な計算方法			
	仕様基準			新設

【手数料の改正について】

- ① 省エネ基準適合義務化に伴い、届出制度及び省エネ基準適合認定制度が廃止になるため、建築物のエネルギー消費性能基準適合認定申請手数料を廃止する。
- ② 仕様基準の新設に伴い、確認申請又は計画通知に対する審査と併せて行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料を新設する。
- ③ 省エネ基準適合義務付け範囲の拡大及び評価方法の改編に伴い、省エネ適合性判定・性能向上計画認定・低炭素建築物認定に係る手数料の新設及び改定を行う。

(2) 建築基準法の改正

省エネ基準への適合や省エネ化に伴い重量化する建築物への対応のため、木造建築物に係る建築確認検査対象の見直しや審査省略制度の縮小

【手数料の改正について】

審査時間増に伴う人件費等を考慮し、申請部分の床面積が 500 平方メートル以内の確認申請・計画通知、完了検査申請・工事完了通知の手数料を改定する。